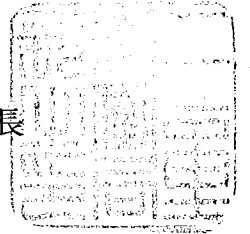


三労発基 1227 第 1 号
平成 31 年 2 月 1 日

(一社) 日本クレーン協会 三重支部長 殿

三重労働局長



『チャレンジ アンダー2,000 みえ』の推進について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は労働行政の運営にご理解、ご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、三重労働局第 13 次労働災害防止計画では、計画期間中のできるだけ早い時期に休業 4 日以上の死傷者数を 2,000 人未満とする目標を掲げましたが、平成 30 年 11 月末日現在で 1,816 人と昨年同時期と比較して 2.9%の増加となり、このままいけば、2,200 人を超えることが推計され、「アンダー2,000」の達成は極めて困難な状況となりました。

労働災害の増加に歯止めをかけ、平成 31 年中に「アンダー2,000」を達成するには、貴団体を始めとする事業者団体との更なる連携を通じて、会員の労働災害防止に係る意識の高揚を図り、個々の事業者が労働災害ゼロに向けて適切な年間安全衛生管理計画を策定し運用することが重要です。

このような観点から、今般、別添のとおり『チャレンジ アンダー2,000 みえ』実施要綱を策定し、年間を通じて標記『チャレンジ アンダー2,000 みえ』推進運動（以下「推進運動」という。）を県内に広く展開することといたしました。

つきましては、当該要綱の趣旨をご理解の上、推進運動の会員に対する周知・啓発のほか、『チャレンジ アンダー2,000 みえ推進会議』へのご出席、安全管理者等の実務担当者を対象とした『チャレンジ アンダー2,000 みえ推進大会』、平成 31 年（度）安全衛生管理計画を策定・運用する事業場を対象とした一定期間無災害にトライする『チャレンジ アンダー2,000 みえトライアル』などの企画に対するご協力を賜りますようお願い申し上げます。



なお、周知啓発用のチラシ等の用品は、現在製作中であり、別途送付します。

【チャレンジ アンダー2,000 みえ事務局】

三重労働局 労働基準部 健康安全課

TEL 059-226-2107 FAX 059-226-2117

担当 横田・古市

〒514-8524

津市島崎町327-2 津第2地方合同庁舎

『チャレンジ アンダー2,000 みえ』実施要綱

1 労働災害防止の意義

労働災害は本来あってはならないものであり、労働災害の発生は労働生産性を阻害し、健全な企業経営を損なうものである。一方、安全・安心な快適な職場は、労働者の士気の向上と職場環境の改善等と相まって労働生産性を向上させ、企業が行う働き方改革にも資する。

経営首脳者は労働災害防止を経営事項として捉え、強いリーダーシップのもと、適切な安全衛生管理計画に基づく自律的な安全衛生活動を実施することが期待される。

2 趣旨

県内の労働災害発生状況をみると、1980年（昭和55年）の休業4日以上の死傷者数7,762人をピークに事業者、事業者団体、災害防止団体等の労働災害防止に対する不断の努力により、およそ4年から5年ごとに1,000人ずつ着実に減少し、2000年（平成12年）には3,000人を下回ることとなった。

ところが、その後、減少傾向に鈍化が認められ、昨年まで実に18年間2,000人を下回ることができず、三重労働局第13次労働災害防止計画（平成30年度～34年度）では、計画期間中のできるだけ早い時期に「アンダー2,000」を達成することを目標としたところである。

しかしながら、平成29年から労働災害は増加に転じ、平成30年には死傷者数1,816人（平成30年11月末日現在）と昨年同時期と比べて2.9%増となり、このままいけば死傷者数は2,200人を超えることが推計され、「アンダー2,000」の達成は極めて困難な状況となっている。

労働災害の増加に歯止めをかけ、平成31年中に死傷者数2,000人未満を達成するため、今般『チャレンジ アンダー2,000 みえ』（以下「アンダー2,000 みえ推進運動」という。）の名称のもと、安全衛生推進運動を県内に広く展開する。

3 実施期間

平成31年1月1日～12月31日

4 主催

三重労働局・各労働基準監督署

5 重点事項

- (1) 年間安全衛生管理計画の策定と確実な実施
- (2) 死傷者数が多い又は平成 30 年に増加傾向にある次に掲げる労働災害の防止対策の推進
 - ① 交通労働災害
 - ② 転倒災害
 - ③ 墜落・転落災害
 - ④ 機械災害（「はさまれ・巻き込まれ」及び「切れ・こすれ」災害）
 - ⑤ 熱中症
 - ⑥ 腰痛

6 三重労働局の実施事項

- (1) 下記 11 に掲げる労働災害防止団体等に対する要請
- (2) 上記団体以外の事業者団体等への周知・啓発
- (3) 労働災害防止団体等で構成する『チャレンジ アンダー2,000 みえ推進会議（仮称）』（以下「アンダー2,000 みえ推進会議」という。）の開催
- (4) 安全管理者等企業の実務担当者を参集した『チャレンジ アンダー2,000 みえ推進大会（仮称）』（以下「アンダー2,000 みえ推進大会」という。）の開催
- (5) アンダー2,000 みえ推進運動の実施期間中、労働災害防止に係る重点テーマを毎月設定
- (6) 三重労働局ホームページにアンダー2,000 みえ推進運動に係る特設ページを掲載
- (7) 平成 31 年(度)年間安全衛生管理計画を策定・実施する事業場を対象に一定期間無災害にトライする『チャレンジ アンダー2,000 みえ推進トライアル（仮称）』（以下「アンダー2,000 みえ推進トライアル」という。）の実施
- (8) アンダー2,000 みえ推進運動に係る周知・啓発用のグッズ（チラシ・のぼり・ステッカー等）の作製と配布

(9) 事業場が目標設定などで活用できる「アンダー2,000 みえ」のロゴマークの作成

(10) その他、効果的な広報の実施

7 署の実施事項

(1) 労働災害防止団体の各分会、地区労働基準協会、主要事業者団体、業種団体等に対する要請または周知・啓発

(2) 会議・会合・安全パトロール等あらゆる機会を活用した事業場に対する周知・啓発

(3) 署独自のアンダー2,000 みえ推進運動に係る行政施策の実施

(4) 平成 31 年(度)年間安全衛生管理計画の配布と提出督励

8 労働災害防止団体等の協力団体の実施事項

(1) 「アンダー2,000 みえ推進会議」への参加

(2) 会員に対するアンダー2,000 みえ推進運動への参加勧奨

(3) 会員に対するアンダー2,000 みえ推進大会への参加勧奨

(4) 会員に対するアンダー2,000 みえ推進トライアルの参加勧奨

(5) 労働災害防止団体については、独自の労働災害に係る目標設定とアンダー2,000 みえ推進運動に係る計画的な安全衛生活動の実施

(6) 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会三重県支部については、平成 31 年(度)年間安全衛生管理計画の配布と提出勧奨

9 上記 8 以外の事業者団体等の実施事項

(1) アンダー2,000 みえ推進運動の周知・啓発

(2) 会員に対するアンダー2,000 みえ推進大会への参加勸奨

(3) 会員に対するアンダー2,000 みえ推進トライアルへの参加勸奨

10 事業者の実施事項

(1) 平成31年(度)年間安全衛生管理計画の策定と確実な実施

(2) アンダー2,000 みえ推進大会への参加

(3) アンダー2,000 みえ推進トライアルへの参加

(4) アンダー2,000 みえ推進運動のロゴマークを活用する等により、労働災害防止に係る目標の徹底と職場における安全衛生意識の高揚

11 協力団体

- 建設業労働災害防止協会 三重県支部
- 陸上貨物運送業労働災害防止協会 三重県支部
- 林業・木材製造業労働災害防止協会 三重県支部
- 港湾運送事業労働災害防止協会 東海総支部四日市支部
- (一社) 三重労働基準協会連合会
- (一社) 日本ボイラ協会 三重支部
- (一社) 日本クレーン協会 三重支部
- (公社) 建設荷役車両安全技術協会 三重県支部
- (一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会 三重支部
- (独行) 三重産業保健総合支援センター
- 三重県 RST トレーナー会
- 桑名・四日市・津・松阪・伊勢・伊賀・熊野尾鷲地区労働基準協会